

訪問リハビリテーション重要事項説明書

<2024年6月1日現在>

1.あきる台病院訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供出来るサービスの種類と地域

名称	あきる台病院
所在地	東京都あきる野市秋川 6-5-1
介護保険指定番号	1315270087
医療保険事業所番号	5270087
事業内容	訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーションサービス提供地域	あきる野市・日の出町・福生市・羽村市・昭島市、小平市の全域 青梅市・立川市・八王子市・武蔵村山市・檜原村・東大和市・瑞穂町の一部地域

(2) あきる台病院訪問リハビリテーションの職員体制

職種	人数	業務内容
常勤医師	2名	訪問診療・管理
理学療法士	12名	理学療法訓練等
作業療法士	4名	作業療法訓練等
言語聴覚士	2名	言語聴覚士訓練等
営業事務	2名	窓口業務

(3) あきる台病院営業時間等

月～金	9:00 ～ 17:00
土・日・祝祭日	定休日(年末年始 12/29 ～ 1/3 も含む)

2.訪問リハビリテーションのサービス内容

<介護>

当該事業所の医師の診療に基づき、理学療法士等が訪問リハビリテーションを実施します。

理学療法士等は、リハビリテーション評価を実施して「訪問リハビリテーション計画書」を作成し、ご利用者様やご家族様に説明・同意を頂いた後に訪問リハビリテーションの提供を実施します。

訪問リハビリテーションを継続するには、3ヶ月に1回の当該事業所の医師による診療が必要です。

<医療>

当該事業所の医師または別の医療機関の医師による診療を受け、その診療を行った医師から事業所の理学療法士等への指示を行います。

理学療法士等は、リハビリテーション評価を実施して「在宅患者訪問リハビリテーション計画書」を作成し、ご利用者様やご家族様に説明・同意を頂いた後に訪問リハビリテーションのサービス提供を実施致します。

訪問リハビリテーションを継続するには、当該事業所の医師または別の医療機関の医師による診療と理学療法士等へ毎月の指示が必要です。

3.居宅外における訪問リハビリテーションのサービス提供及び費用負担について

必要に応じて、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供します。その場合には、目的・内容・場所(使用する交通機関や経路等)・方法など、ご利用者様・ご家族様と、担当介護支援専門員、理学療法士等との間で事前に十分な相談と計画にもとづき行います。また、通常居宅内で予定されている訪問リハビリテーションの提供日時や時間の長さなどで対応が難しい場合は、臨時的な日時・長さなどで提供させていただく場合があります。さらに、必要に応じ理学療法士等がご家族様や関係者のご協力をあおぐ場合があります。

居宅外の訪問リハビリテーションを提供した際に、ご利用者様に理学療法士等が同行して交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用した際に発生するご利用者様分及び理学療法士等分の交通費実費については、ご利用者様に負担いただきます。その場でのお支払をお願いします。

これ以外に費用が発生する場合には、費用負担について事前に両方で協議することとします。

4.訪問リハビリテーションのサービス提供料の支払い方法

毎月、先月分の訪問リハビリテーションの実績に基づいてサービス提供料の請求ならびに自己負担金等の請求を翌月末日までに行います。

訪問リハビリテーション契約時に、「預金口座振込依頼書」をお渡し致します。所定の預金口座振替(口座引落し)の手続きが終了致しますと、毎月 28 日に指定の取引金融機関の口座から自動引き落としとなります。口座引落しの手数料は事業所にて負担致します。

預金口座振替の手続きが終了するまでは、同法人の病院経理課窓口支払い、現金支払い、口座振込の方法のいずれかにてサービス提供料の支払いを請求の月末までに行ってください。サービス提供料の支払いが確認できた時点で領収書を発行致します。

5.訪問リハビリテーション契約の終了方法

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情がある場合は、サービス終了を希望する日の 1 週間前迄に、文書または口頭でお申し出下さい。急な入院等がある場合は、1週間以内でも解除することが来ます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前迄に、文書にて通知致します。

・事業所が理学療法士等の配置ができない場合

③次の事由に該当し、ご利用者は文書・口頭で通知することにより終了する場合

・事業所が正当の理由なくサービス提供を実施しない場合

・事業所が秘密保持等の契約に違反した場合

・事業所が社会通念上を逸脱する行為を行った場合

④次の事由に該当し、事業所は文書・口頭で通知することにより終了する場合

・ご利用者のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行われず、料金を支払うよう催告した日より 2 週間以内に支払われない場合

・ご利用者が正当な理由なくサービスの中止を申し出て、それが度重なる場合

・ご利用者またはご家族が、事業所に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

⑤自動終了の場合

以下の場合には、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

・ご利用者が最終利用日から起算して 1 ヶ月間サービス提供をご利用されない場合

・ご利用者が亡くなられた場合

<介護>

・ご利用者が介護保険施設(介護福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所された場合(短期入所を除く)

・ご利用者が介護認定にて非該当(自立)と認定された場合

・第 3 条<介護>第 3 項の 3 ヶ月以内に乙の医師による診療が実施されず、かつ別の医療機関の医師による診療を受け、その診療を行った医師から乙の理学療法士等への指示(診療情報提供)も得られない場合

<医療>

・ご利用者が要介護認定を受けて、要介護被保険者になった場合(第 3 条<医療>第 4 項に挙げる「急性増悪等の場合」を除く)

- ・第3条<医療>第3項に挙げる当該事業所の医師または別の医療機関の医師による診療と理学療法士等に対する毎月の指示が実施されない場合
- ・第3条<医療>第4項に挙げる「急性増悪等の場合」で、算定期間が14日に達した場合

⑥契約事項の協議

訪問リハビリテーション契約の終了にあたっては、契約終了時の調整を関係機関と協議させていただきます。

⑦訪問リハビリテーションの再開・再契約について

ご利用者の都合にて最終利用日から起算して1ヶ月を超えてサービス提供の利用がない場合や医師による定期的な診療と指示がない場合は、契約を自動的に終了致します。

再開を希望される場合は、新規の契約と致します。この場合は、医師から事業所への指示を受けた時点から再開になります。

6. 事故発生時の対応

訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該ご利用者のご家族及び当該ご利用者に係る居宅介護支援事業所、または市町村等の関係機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際しての処置について記録し、その完結の日から介護、医療とも5年間保存します。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 相談・苦情の対応

ご利用者及びご家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、ご要望、苦情等に対し迅速に対応します。また、相談・苦情等の内容等について記録し、その完結の日から介護、医療とも5年間保存します。

相談・苦情等の窓口については、最終頁を参照ください。

8. 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を行います。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 適切に実施するための担当者を置きます。

9. 感染症の発生又はまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延の防止のための措置として事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を行います。
- ② 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、担当職員に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 事業継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。また、担当職員に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

11. セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止に関して

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

12. その他運営に関する重要事項

- ① 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - ・採用時研修 採用後 1ヶ月以内
 - ・継続研修 諸制度改正時や、業務上必要な事例が生じたときに随時
 - ・人権擁護、虐待の防止等の研修 年1回
 - ・事業継続計画 年1回
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 年1回
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族、代理人の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族、代理人の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団 暁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

13. 当事業所母体組織の概要

法人等種別	医療法人財団
母体施設名	医療法人財団 暁 あきる台病院
代表者役職・氏名	理事長 井村 洋一
所在地・電話番号	東京都あきる野市秋川 6-5-1 電話 042-559-5761
事業内容	医療療養病床、地域包括ケア病棟 外来診療、訪問診療、健診センター、認知症疾患医療センター 通所リハビリテーション(定員 20 名)
標榜科目	内科・消化器内科・循環器内科・麻酔科・神経内科・整形外科・泌尿器科 精神科(外来のみ)・リハビリテーション科
併設事業	指定訪問看護ステーション あきる台ケアサービス あきる台クリニック 通所リハビリテーション(定員 40 名) あきる台在宅医療福祉センター 高齢者はつらつセンター(地域包括支援センター) 居宅介護支援事業所訪問介護事業所、介護学院 認知症対応型共同生活介護 あきる台グループホーム秋川(定員 9 床) あきる台グループホーム滝山(定員 18 床) あきる野市高齢者在宅サービスセンター 萩野センター・開戸センター・五日市センター